

第 6 章

土壤污染

第6章 土壌汚染

概 況

土壌汚染は大気汚染や水質汚濁等とは違い、発生源を断ったとしても、除去しない限り汚染とその影響が持続する、蓄積性の汚染といわれている。

土壌汚染対策法（以下、「土対法」という。）では、揮発性有機化合物、重金属及び農薬等の合わせて26種類の物質を特定有害物質と定めている。特定有害物質を使用していた事業場が廃業する時や、開発工事や解体工事などにより一定の面積を超える土地を形質変更する場合などには、その土地の土壌が汚染されていないか調査や報告をする義務がある。また、自主的な土壌調査によって汚染が見つかった場合に、その結果を市に報告する制度もある。

調査した結果、土壌に含まれる特定有害物質が基準を超えた場合は、土壌汚染対策法に基づき、その物質を原因とする健康被害を防止するための措置をすることが市から命令される。

また、県条例では、土壌と地下水の汚染による健康への影響を未然に防止するため、土対法とは異なる契機での土壌調査や、汚染の拡散を防止するための応急措置の実施などが義務付けられている。

(1) 届出の状況

土対法と県条例に基づく届出の状況は、それぞれ表6-1及び表6-2のとおりである。

表6-1 土壌汚染対策法関係の届出状況

(件)

| 項 目 | 令和2年度 | 令和3年度 | 令和4年度 |
|-------------------|-------|-------|-------|
| 法第3条第1項 | | | |
| 特定有害物質使用の廃止 | 2 | 2 | 6 |
| 土壌汚染状況調査の結果報告 | 4 | 1 | 2 |
| 土壌汚染状況調査の調査実施中 | 0 | 0 | 1 |
| 法第3条第1項ただし書き | | | |
| 土壌汚染状況調査の調査猶予 | 2 | 1 | 4 |
| 土壌汚染状況調査の調査猶予取消 | 0 | 0 | 2 |
| 土壌汚染状況調査の調査猶予の手続中 | 0 | 0 | 1 |
| 法第4条 | | | |
| 一定の規模以上の土地の形質の変更 | 22 | 30 | 15 |
| 土壌汚染状況調査の調査命令 | 0 | 0 | 0 |
| 土壌汚染状況調査の結果報告 | 0 | 1 | 2 |
| 法第5条 | | | |
| 土壌汚染状況調査の調査命令 | 0 | 0 | 0 |
| 法第6条 | | | |
| 要措置区域の指定 | 1 | 0 | 1 |
| 要措置区域の指定解除 | 1 | 1 | 1 |
| 法第11条 | | | |
| 形質変更時要届出区域の指定 | 0 | 0 | 0 |
| 形質変更時要届出区域の指定解除 | 0 | 0 | 0 |

表6-2 県民の生活環境の保全等に関する条例関係の届出状況

(件)

| 項 目 | 令和2年度 | 令和3年度 | 令和4年度 |
|-----------------------|-------|-------|-------|
| 条例第39条 | | | |
| 土壌汚染等調査の結果報告 | 1 | 0 | 3 |
| 条例第39条の2 | | | |
| 過去の有害物質取扱事業所の設置状況調査結果 | 22 | 30 | 14 |
| 土壌汚染等調査の結果報告 | 0 | 0 | 0 |
| 条例第40条 | | | |
| 汚染拡散防止の応急措置等 | 1 | 0 | 1 |
| 条例第45条 | | | |
| 土壌又は地下水の汚染の状況等報告 | 0 | 0 | 0 |

(2) 土壌汚染の状況

土対法に基づく土壌調査の結果、特定有害物質による土壌の汚染が確認された土地は、その土壌汚染による健康被害のおそれの有無に応じて、それぞれ要措置区域と形質変更時要届出区域のいずれかに指定される。

要措置区域と形質変更時要届出区域の指定状況は表 6-3 のとおりである。

表 6-3 土壌汚染対策法による区域指定の状況(令和 5 年 3 月 31 日現在)

| | 種類 | 指定年月日 | 指定番号 | 所在地 | 解除年月日 | 面積 | 指定に係る特定有害物質の種類 |
|-----|--------------------------------|-------------|------------------------------------|------------------------------------------------------------------------|------------|-------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------|
| 指定中 | 要措置区域 | 令和5年1月4日 | 要-8 | 八幡四丁目1番6の一部、1番7の一部、1番8の一部、1番9の一部、1番10の一部及び1番30の一部 | - | 4830.792㎡ | 砒素及びその化合物 ふっ素及びその化合物 (溶出量基準) |
| | 形質変更時要届出区域 | なし | | | | | |
| 解除済 | 要措置区域(解除済) | 平成22年12月17日 | 要-1 | 小信中島字川東3番の一部 | 平成25年6月14日 | 900㎡ | シス-1,2-ジクロロエチレン テトラクロロエチレン トリクロロエチレン (溶出量基準) |
| | | 平成24年7月13日 | 要-2 | 奥町字大切前12番の一部及び15番2の一部 | 平成24年8月14日 | 300㎡ | 六価クロム化合物 (溶出量基準) |
| | | 平成30年8月13日 | 要-6 | 松降一丁目11番5の一部 | 平成30年11月2日 | 41.65㎡ | 砒素及びその化合物 (溶出量基準) |
| | | 平成29年12月4日 | 要-4 | 今伊勢町本神戸字河原2番1の一部 (トリクロロエチレンによる汚染が確認された区画は引き続き要措置区域に指定) | 平成31年1月31日 | 425.8㎡ | ふっ素及びその化合物 (溶出量基準) |
| | | 平成30年7月17日 | 要-5 | 奥町字風田4番の一部、8番2の一部 | 令和1年9月9日 | 100㎡ | 六価クロム化合物 (溶出量基準) |
| | | 平成29年6月15日 | 要-3 | 羽衣二丁目5番2の一部、5番3の一部及び5番5の一部 (一部解除) | 令和3年1月8日 | 863.22㎡ | 砒素及びその化合物 (溶出量基準) |
| | | 平成29年12月4日 | 要-4 | 今伊勢町本神戸字河原2番1の一部 (全部解除) | 令和3年1月8日 | 200㎡ | トリクロロエチレン (溶出量基準) |
| | | 平成29年6月15日 | 要-3 | 羽衣二丁目5番2の一部、5番3の一部及び5番5の一部 (一部解除) | 令和3年2月9日 | 1994.89㎡ | 鉛及びその化合物 砒素及びその化合物 ふっ素及びその化合物 (溶出量基準) |
| | | 平成29年6月15日 | 要-3 | 羽衣二丁目5番2の一部、5番3の一部及び5番5の一部 (一部解除) | 令和3年3月2日 | 44.92㎡ | 砒素及びその化合物 (溶出量基準) |
| | | 令和3年2月22日 | 要-7 | 萩原町萩原字松山531番1の一部 | 令和3年5月31日 | 200㎡ | 六価クロム化合物 (溶出量基準) |
| | | 平成29年6月15日 | 要-3 | 羽衣二丁目5番3の一部 (全部解除) | 令和4年12月21日 | 38.18㎡ | 砒素及びその化合物 (溶出量基準) |
| | 形質変更時要届出区域(解除済) | 平成22年12月17日 | 形-1 | 小信中島字南九反18番の一部、22番の一部、小信中島字御社来8番の一部、9番の一部、10番の一部、11番の一部、12番の一部及び13番の一部 | 平成25年7月29日 | 834.55㎡ | 砒素及びその化合物(含有量基準) 鉛及びその化合物(溶出量基準) |
| | | 平成22年12月17日 | 形-2 | 木曾川町玉ノ井字吉原西1番の一部 | 平成25年7月29日 | 800㎡ | ふっ素及びその化合物(溶出量基準) |
| | 指定区域(解除済) (平成14年法施行当時の指定区分) | 平成18年3月16日 | 指-1 | 貴船一丁目9番3号の一部、同4号の一部 | 平成18年4月14日 | 100㎡ | 六価クロム化合物 (溶出量基準) |
| | 平成21年5月20日 | 指-2 | 今伊勢町本神戸字高野池43番2の一部、43番3の一部、43番4の一部 | 平成26年6月23日 | 158.85㎡ | シス-1,2-ジクロロエチレン テトラクロロエチレン トリクロロエチレン (溶出量基準) | |